

令和7年度（2025年度）東海市子どものいじめ問題対策連絡協議会 議事録

1 日時

令和7年（2025年）8月20日（水）午後3時30分から午後4時15分まで

2 場所

市役所603会議室（6階）

3 出席委員

花田勝重、鈴木俊二、鈴木美妃子、蟹江幹雄、杉江敏幸、丹羽稔、岡崎華里、蜷川允、内山直隆（9人）

4 欠席委員

田川弘樹（1人）

5 協議会の要請に応じ関係者として出席した者

鈴木悟志（1人）

6 職務のために出席した事務局職員

企画部長 成田佳隆、企画政策課長 中島克、同統括主任 名和富洋、同主任 野村考史
教育部長 小島久和、学校教育課長 桜井正志、同指導主事 高橋民子

7 公開、非公開の別

公開

8 傍聴人数

0人

9 会議次第

- (1) 会長あいさつ
- (2) 委員自己紹介
- (3) 協議事項
 - ア 東海市のいじめの状況等について
 - イ いじめに対する東海市の取組みについて
- (4) その他

10 会議内容

- (1) 会長あいさつ
- (2) 委員自己紹介
委員の自己紹介、職員の自己紹介
- (3) 協議事項
 - ア 東海市のいじめの状況等について
 - イ いじめに対する東海市の取組みについて
事務局より資料をもとに説明
東海市子どものいじめ防止基本方針の主な改正内容は、重大事態への対処に関するものである。
- (4) その他
事務局より子どものいじめ防止等に関する取組みへの協力を依頼

協議事項における主な意見等は以下のとおり

ア 東海市のいじめの状況等について

杉江委員：

資料1「4 いじめられた児童生徒の相談の状況」について、⑤学校以外の相談機関に相談（電話・メール等も含む）の項目が小中学生とも0%となっているが、子どもたちに周知はされているのか。メール等も含めて0%であることに疑問を感じる。

桜井学校教育課長：

学校以外の相談機関については現在市ホームページ上で公開して周知しているが、より気軽に相談できるよう、子どもたちが学校で使用しているタブレット端末機から学校以外の相談窓口へアクセスできるよう準備を進めている。

鈴木委員：

新聞等においても、学校におけるいじめが報道されているが、被害者がいじめられていると感じた時点でいじめが発生しているということが、以前から広く認識されているにもかかわらず、学校としてはいじめと認定しないケースもあり、教職員や指導者が被害を受けた子どもに寄り添っていないと感じてしまうことがある。自分ごととして対処することができれば、早期の対応につながると考えている。

相談窓口の周知については、法務省がポスターやチラシを作成しており、児童生徒への配布に加え、児童館や図書館などで配布されている。配布の時期は6月以降であるため、⑤学校以外の相談機関に相談（電話・メール等も含む）の項目が小中学生とも0%となっているのは、調査時期によるものではないか。

匿名かつ内密に相談できるオンラインのチャット相談の件数は増えてきており、1割程度が重大事態に該当するとされている。

高橋学校教育課指導主事：

調査時期は、年度末から年度初めにかけて実施している。

⑤学校以外の相談機関に相談（電話・メール等も含む）の項目が小中学生とも0%となっていることについては、オンライン相談のメリットの一つは秘匿性の高さであるため、あえてアンケートで回答しないことや、教職員等に報告しないことが考えられる。教職員が把握しづらい状況となっている可能性があるため、教育相談アンケート等においても実態を把握できるような設問を含めることを検討する。

鈴木教育長：

小中学校において子ども達と最も関わるのは学級担任である。そのため、その担任が一人で抱え込まないということが一番大切であると考えている。

いじめと思われる事案が発生した場合でも、自分のクラスでいじめが起きたと認めることにより、自分が非難されるのではないか、あるいは面倒なことに巻き込まれるのではないかといった懸念から、見て見ぬふりをしてしまう可能性がある。こうしたことを防ぐためには、学校全体、あるいは学年全体で児童生徒の様子を見守っていくことが最も重要であると考えている。この点については、現在、校長会を通じて市内の教員に対し、絶対に問題を一人で抱え込んでほしくない、抱え込んで良い結果にはならないと繰り返し伝えている。

今後、いじめを見て見ぬふりをすることや、担任が問題を抱え込んでしまうようなケースがなくなっていくことを望む。

イ いじめに対する東海市の取組について

鈴木校長：

子どものいじめ防止サミットに参加する児童の様子としては、他校との交流や活動を通じて、いじめを「自分ごと」として捉えるようになり、また、横のつながりによっていじめをなくしていこうとする意識が育まれている。このような機会は、そうした心を育てるうえで非常に貴重であると捉えている。

このような取り組みの中で、児童会が中心となり、全校児童を巻き込んだ活動が行われる場面も見られる。また、東海市独自のキャラクターである「いじめにゃい」を活用したキャンペーンなどにもつながっている。

今後も、子どもたち自身の主体的な取り組みによって、いじめをなくしていく活動を大切にしていきたいと考えている。

鈴木委員：

人権擁護委員による人権教室は、小・中学校、高等学校、児童館、高齢者サロン等において実施している。小・中学校においては、特にいじめの未然防止に重点を置いており、自分がされたら嫌なことは、他人にもしてはならないという意識を子どもたちに伝えている。

また、「いじめにあったら誰かに相談しよう」というフレーズを取り入れ人権教室を継続してきたが、最近では、「いじめにあったら早めに助けを求めよう」というフレーズに置き換えるようにしている。これは子どもに限らず、大人にも当てはまり、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの被害に遭った場合にも、速やかに助けを求めることの重要性を伝えている。

自身の経験を踏まえると、いじめ加害者に反省を促す際、一般的には「被害者の子はどう感じると思う？」と問いかける場面が多いと思うが、「もし自分が同じことをされたら、どう感じるか？」と加害者に問いかけることで、他人ごとではなく「自分ごと」として捉えさせ、より深い反省を促すことができると考えている。悪ふざけや軽い冗談として済ませるのではなく、いじめは重大な問題であるという認識を持たせることが重要である。

児童館での活動においては、子どもたちに対しては、挨拶やお礼をしっかり言うことから始めている。児童館の良い点は、子育て世代の大人と直接対話できる点である。啓発物品を配布しながら、日々対話を重ね、地域における人権意識の向上に努めている。